

京丹後市市民遺産の認定について



令和 8 年 6 月 1 日
京丹後市教育委員会

京丹後市教育委員会では、京丹後市市民遺産制度を令和6年1月に創設し、同年4月1日から公募を開始しています。

本制度は、行政側から選出し指定をはかる従来の「指定等文化財制度」とは異なり、市民から地域にある大切な遺産を提案していただき認定するもので、従来の指定等文化財制度では拾いきれなかった地域の特色ある歴史文化などの把握や保存活用、さらには地域の活性化につなげることを目的としたものです。

今回、下記のとおり、令和8年5月29日付けで新たに1件の認定がありましたのでお知らせします。

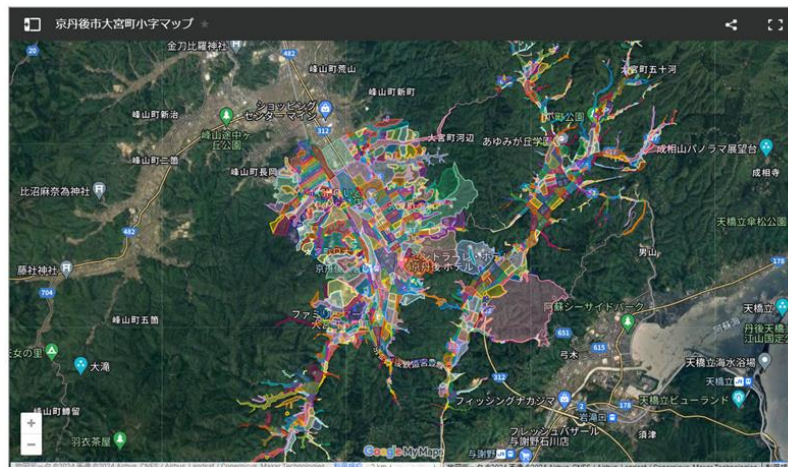
【認定第7号】

名称：大宮町の小字

推薦者：京丹後市地名の会

該当要件：要綱第3条第1項第2号 地域の歴史や文化を象徴しているもの

概要：小字は、地域の歴史を今に伝え、地域史を知る上で極めて重要なものです。小字は、明治22年（1889年）の町村制施行により、旧来の村名称を大字、村内の字を小字と呼んで以降、現在も各地で見られます。大宮町には、「中坪」「仁王堂」「城山」など、古い時代の歴史を今に伝える小字が数多くあり、中には店名等で使用されている小字もあり、地域の歴史を教えてくれるものとして大宮町の小字に総合的な価値を見出せます。現在、「京丹後市大宮町小字マップ」をWeb公開しているとともに、詳しい調査結果のほか、地名に関連する歴史や逸話をホームページ・SNS等で情報発信していくことが考えられています。



京丹後市大宮町小字マップ

<https://www.sendo-ya.com/azamap/>

※「要綱」…京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和6年京丹後市教育委員会告示第2号）

お問い合わせ先

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課 〔電話 0772-69-0640〕